

大学・高等専門学校を設置する各種法人の代表者 }  
各 大 学 ・ 短 期 大 学 学 長 } 殿  
各 高 等 専 門 学 校 学 長 }

福岡県人づくり・県民生活部長  
(私学振興・青少年育成局政策課)

### まん延防止等重点措置の実施について

平素より本県の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

県では、現在の感染状況や病床使用率等を踏まえ、福岡コロナ警報を発動し、県独自措置として、1月24日から2月20日まで、不要不急の県境をまたぐ移動を極力控えることや飲食店における営業時間短縮などを県民及び事業者の皆様にご要請しているところです。

また、1月24日、本県と生活圏が重なっている地域が多い佐賀県及び大分県とともに、国に対してまん延防止等重点措置の適用を正式に要請しました。

政府対策本部は、1月25日に本県を含む18道府県を、まん延防止等重点措置を実施すべき区域に追加し、その期間については、1月27日から2月20日までとすることを決定しました。

これを受け、県では1月26日までは県独自措置を、1月27日からはまん延防止等重点措置を徹底することにより、感染の封じ込めを図ってまいります。

まん延防止等重点措置における県民や事業者の皆様への要請内容は、県独自措置と同内容とし、措置区域については、全県的に感染が拡大していることを踏まえ、県内全域とします。

大学等におかれましては、文部科学省の通知を御参照いただき、部活動、課外授業における身体接触や大きな発声を伴う活動等の感染リスクの高い活動は制限するなど、引き続き、学生の学修機会の確保と感染防止対策の徹底の両立等に取り組んでいただきますようお願いいたします。

#### <添付資料>

「まん延防止等重点措置の実施について」

担 当：福岡県人づくり・県民生活部  
私学振興・青少年育成局政策課  
副課長 津田  
T E L：092-643-3127  
メー ル：shisei@pref.fukuoka.lg.jp